

# 付図・付表



付表2-1 円高への耐久力が高い企業の特徴

説明変数	被説明変数：採算円レート（対数値）
	係数
海外調達比率の向上	-0.037* (-1.783)
円建輸出比率の向上	-0.043** (-2.067)
定数項	4.694*** (42.916)
修正済決定係数	0.055

- (備考) 1. 内閣府（2008）「平成19年度企業行動に関するアンケート調査」、内閣府（2008）「企業のリスクへの対応力についてのアンケート調査」により作成。  
説明変数は、海外調達比率を向上させている企業を1、そうではない企業を0とする変数。  
円建輸出比率の向上についても同様。  
また、業種ダミー、資本金規模ダミーを説明変数に加えている。
2. \*\*\*は1%水準、\*\*は5%水準、\*は10%水準で有意であることを示す。（ ）内はt値。

付表2-2 業種別開示セグメント数及び売上集中度の推移

開示セグメント数は増加傾向、売上集中度はほぼ横ばい

	開示セグメント数			売上集中度		
	1991年	1999年	2007年	1991年	1999年	2007年
食料品	2.74	2.86	3.19	0.78	0.81	0.74
繊維	3.29	3.71	4.43	0.57	0.53	0.48
紙パルプ	4.00	4.00	4.00	0.68	0.54	0.60
化学	2.95	3.10	4.30	0.61	0.57	0.49
医薬品	2.57	2.86	2.25	0.63	0.72	0.77
石油	2.67	3.00	3.25	0.91	0.93	0.88
ゴム	2.33	2.33	2.33	0.74	0.74	0.79
窯業	3.00	3.17	3.50	0.59	0.51	0.59
鉄鋼	3.00	4.25	4.60	0.67	0.52	0.75
非鉄金属	3.33	3.75	4.67	0.61	0.52	0.50
機械	2.39	2.70	3.25	0.69	0.65	0.63
電気機器	3.52	3.33	4.00	0.56	0.57	0.51
造船	3.50	4.00	6.00	0.46	0.45	0.33
自動車	2.33	3.00	3.00	0.81	0.83	0.88
輸送機器	3.25	3.00	4.25	0.61	0.63	0.56
精密機器	2.57	3.00	4.57	0.60	0.56	0.54
その他製造	2.29	2.75	3.60	0.80	0.76	0.53
水産農林	4.00	4.00	3.75	0.63	0.54	0.70
鉱業	2.00	2.00	2.00	—	—	—
建設	2.18	2.41	2.83	0.81	0.80	0.82
卸売	6.09	5.18	6.54	0.47	0.58	0.49
小売	2.29	3.13	3.33	0.92	0.80	0.74
不動産	4.25	5.25	5.17	0.41	0.43	0.44
鉄道	4.40	4.38	5.00	0.51	0.56	0.47
陸運	3.00	3.25	4.00	0.86	0.89	0.77
海・空運	2.67	3.50	5.00	0.84	0.81	0.63
倉庫	2.50	2.50	2.25	0.81	0.81	0.85
通信	2.00	3.75	4.00	0.93	0.41	0.68
電力	2.00	2.00	3.80	—	0.99	0.83
ガス	4.00	5.00	5.00	0.71	0.63	0.61
サービス	2.67	3.20	3.09	0.66	0.63	0.70
全産業	2.99	3.23	3.83	0.65	0.64	0.63

- (備考) 1. 日経NEEDS「セグメント情報」により作成。必要な場合は、個別企業の決算短信を参照した。  
2. 「その他」は1つのセグメントとして数えており、特定事業の売上高、利益等が90%を超えるため、セグメント情報の開示を省略している場合には、セグメント数は2としている。  
3. 単一の事業を営んでいるという旨を宣言している場合には、セグメント数は1としている。  
4. 売上集中度に関しては、セグメント情報の開示を省略している場合、計算対象から外している。

## 付表2-3 研究開発費が多い企業の特徴

## 研究開発費の多い企業は、機関投資家持株比率が高く、借入比率が低い

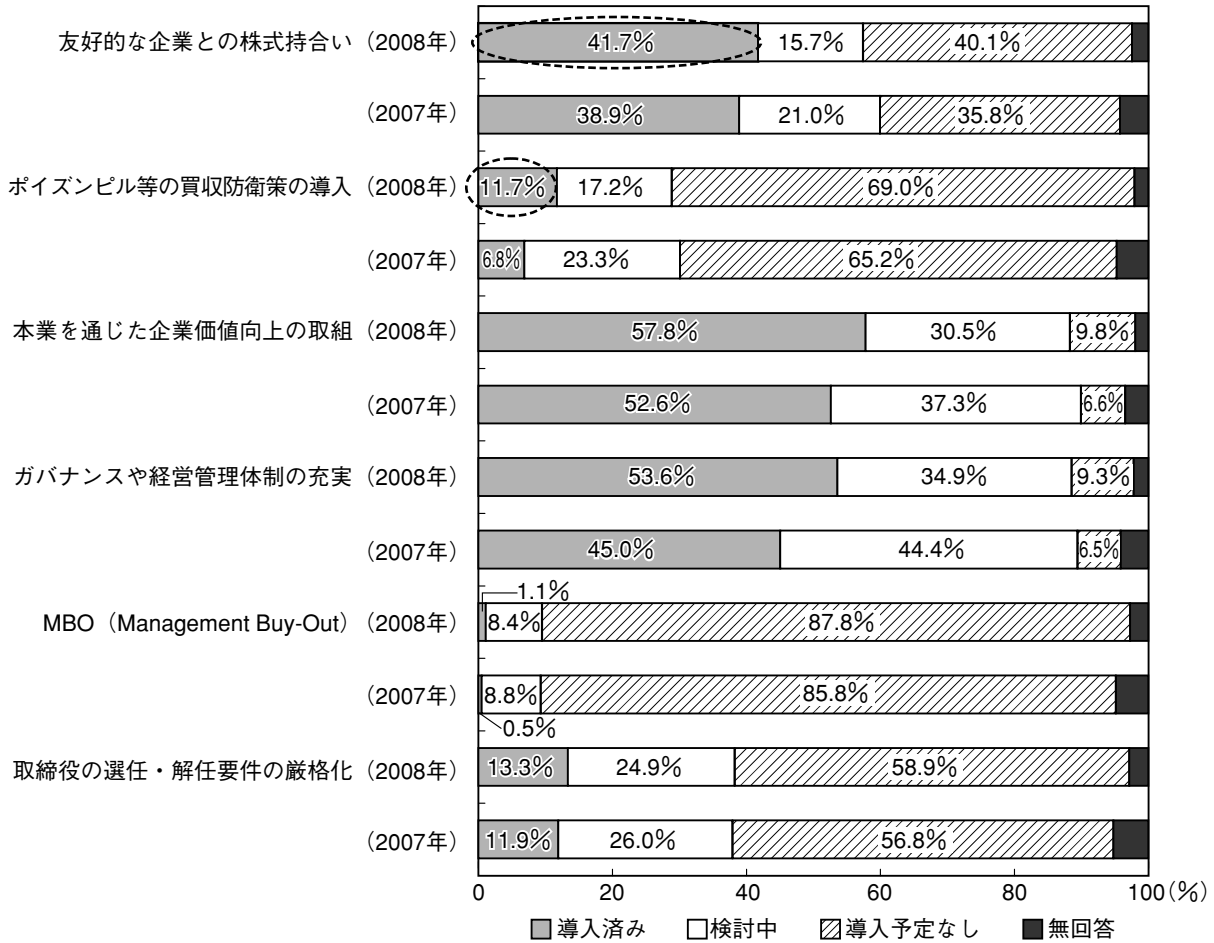
被説明変数：研究開発費の自然対数

	係数	
		標準誤差
トービンのq	0.072 ** (2.30)	0.031
機関投資家持株比率	0.022 *** (2.89)	0.008
借入比率	-0.022 ** (-2.56)	0.009
総資産の自然対数	0.902 *** (10.63)	0.085
定数項	-3.590 *** (-3.69)	0.973
サンプル数	174	

- (備考) 1. 内閣府(2008)「企業のリスクへの対応力についてのアンケート調査」、日本政策投資銀行・(財)日本経済研究所「企業財務データバンク」、日経NEEDS、日経NEEDS-Cges、内閣府「国民経済計算」、「民間企業資本ストック」、経済企画庁「国富調査」、財務省「法人企業統計年報」、日本銀行「企業物価指数」、(財)日本不動産研究所「市街地価格指数」により作成。
2. \*\*\*, \*\*は、それぞれ有意水準1%、5%で有意であることを示す。( )内はt値。
3. 研究開発費については、回答のあった企業のうち、売上高研究開発費比率が100%を超えない、かつ、ゼロではない企業について、推計した。
4. 2006年度についての推計。

付図2-4 買収防衛策等に対する企業の意識

昨年に比べて株式持合いの実施や買収防衛策を導入している企業割合が増加



(備考) 1. 内閣府 (2008) 「企業のリスクへの対応力についてのアンケート調査」、  
内閣府 (2007) 「企業の新しい成長戦略に関するアンケート」により作成。  
2. 2008年の有効回答企業数は810社、2007年の有効回答企業数は804社。

付表2-5 M&amp;A回避意識に影響する要因

株式持合い比率が高く、役員自社株保有金額が多いほど、M&amp;Aに対して回避意識

説明変数	被説明変数	
	M&A回避意識	
	z値	限界効果
株式持合い比率	3.21	0.008***
機関投資家持株比率	-1.05	-0.002
一人当たり役員自社株保有金額（対数）	2.87	0.028***
総資産（対数）	1.83	0.030*
Pseudo R <sup>2</sup>	0.0657	
サンプル数	716	

- (備考) 1. 日経NEEDS、日経NEEDS-Cges、内閣府（2008）「企業のリスクへの対応力についてのアンケート調査」により作成。  
 2. \*\*\*は1%水準、\*は10%水準で有意であることを示す。  
 3. 推計式は以下のモデルによるプロビット分析。

$$P(\text{M\&A\_def\_mind\_dummy}) = \Phi(\alpha + \beta_1 * \text{cross} + \beta_2 * \text{inst} + \beta_3 * \text{lknown} + \beta_4 * \text{lnasset} + \beta_5 * \text{sector\_dummy})$$

ただし、 $\Phi$ は標準正規分布の累積関数

M&A\_def\_mind\_dummy：国内・外資系企業による友好的・敵対的M&Aの対象となった場合、ともに「弊害が大きいため、回避したい」と回答した企業=1とするダミー変数

cross：株式持合い比率

inst：機関投資家持株比率

lknown：役員保有自社株の時価総額／（取締役会人数＋監査役人数）（対数）

lnasset：総資産（対数）

sector\_dummy：業種ダミー

## 付表2-6 リスクテイクと企業特性についての推計結果

### (1) リスクテイクと各企業特性の関係

平均勤続年数、安定保有比率、メインバンク借入依存度はリスクテイクと負の関係

説明変数	被説明変数	
	リスクテイク度	
	係数	標準誤差
平均勤続年数	-0.125 *** (-7.52)	0.017
安定保有比率	-0.007 * (-1.90)	0.004
メインバンク借入依存度	-0.006 ** (-2.27)	0.002
総資産 (対数)	-0.437 *** (-6.63)	0.066
決定係数	0.367	
サンプル数	807	

### (2) リスクテイクと企業特性の組合せの関係

「伝統的日本人型」企業は「市場型」企業に比べ、リスクテイクの度合いが低い

説明変数	被説明変数	
	リスクテイク度	
	係数	標準誤差
平均勤続年数長 +メインバンク依存度低	0.243 * (1.84)	0.132
平均勤続年数短 +メインバンク依存度高	0.688 *** (3.96)	0.174
平均勤続年数短 +メインバンク依存度低	0.878 *** (4.81)	0.183
総資産 (対数)	-0.489 *** (-7.52)	0.065
決定係数	0.328	
サンプル数	807	

- (備考) 1. 日経NEEDS、日経NEEDS-Cges、日本政策投資銀行・(財)日本経済研究所「企業財務データバンク」により作成。  
 2. リスクテイク度は1997～2006年度のROAの標準偏差により算出した。  
 3. 平均勤続年数が中央値以上の企業を平均勤続年数長、中央値未満の企業を平均勤続年数短とした。メインバンク依存度についても同様に、メインバンク借入依存度の中央値によって企業を分類した。  
 4. \*\*\*は1%水準、\*\*は5%水準、\*は10%水準で有意であることを示す。( )内はt値。  
 5. 推計に当たっては不均一分散を考慮している。  
 6. いずれも説明変数として業種ダミーを加えている。



付表2-7 株式譲渡益課税と配当課税について

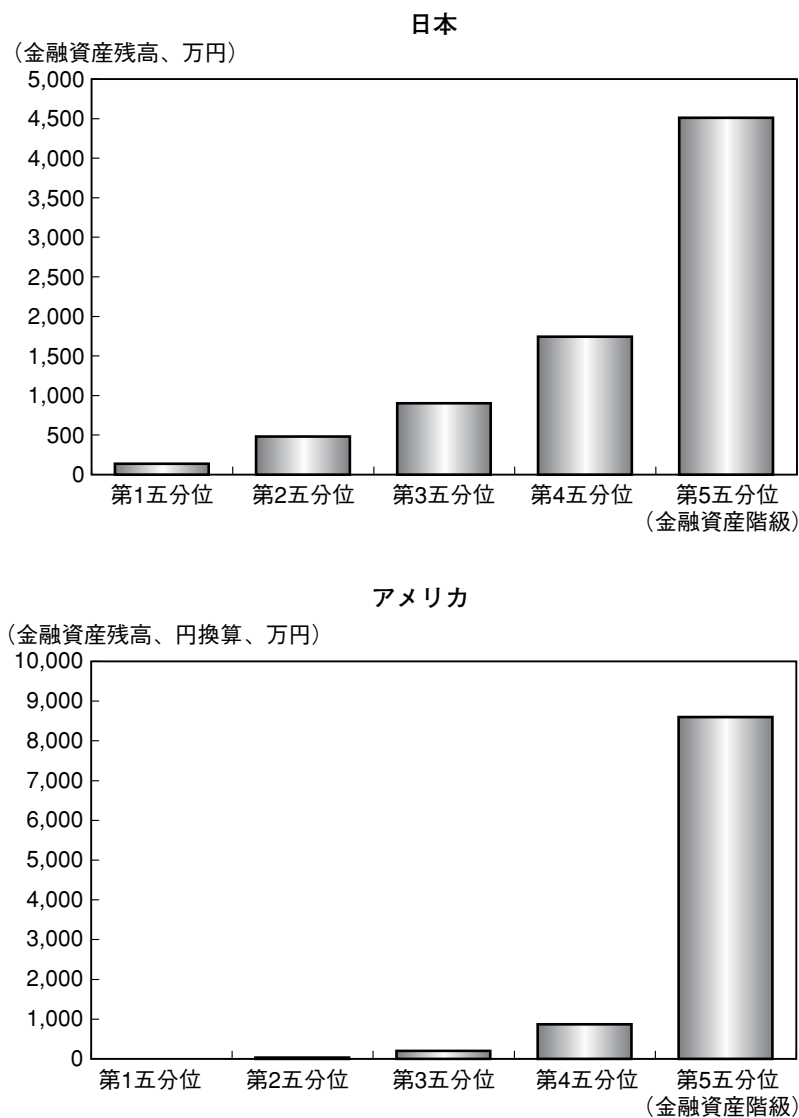
日本においては、2009年以降、株式譲渡損失と配当利益の損益通算が可能に

	日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス
配当課税	申告不要、総合課税の選択 (申告不要) 10% ※2009年以降は20% または (総合課税) 10~50% ※2009年以降はさらに 申告分離課税の選択が 可能 (申告分離課税) 20%	総合課税 (連邦税) 0%、15% ※2010年までの時限措置 + 総合課税 (地方税) (ニューヨーク市の場合、 州税: 4~6.85% 市税: 2.55~3.2%) ※下記株式譲渡益課税の 地方税についても同様。	総合課税 10%、32.5%	総合課税 15~47.475% ※2009年以降は 源泉分離課税 26.375%	源泉分離課税と総合 課税との選択 (源泉分離課税) 29% または (総合課税) 16.5~51%
法人税との調整	配当所得税額控除 (申告をした場合、 配当所得の10%を 税額控除)	—	部分的インビュテー ション方式 (受取配 当にその1/9を加えた 額を課税所得に算入 し、算出税額から受 取配当額の1/9を控除)	配当所得一部控除方式 (受取配当の50%を株 主の課税所得に算入) ※2009年以降は調整 措置なし	配当所得一部控除方式 (総合課税選択の場合) (受取配当の60%を株 主の課税所得に算入)
株式譲渡益課税	申告分離課税と 申告不要の選択 10% ※2009年以降は20%	総合課税 (連邦税) 0%、15% ※2010年までの時限措置 + 総合課税 (地方税) ※短期 (12カ月以下) 保有の場合 10~35%+地方税	総合課税 10%、20%、40% (一部軽減税率)	原則非課税 ※投機売買 (12カ月以下 保有) 等は総合課税 譲渡益の1/2に対し 15~47.475% ※2009年以降は一律 で源泉分離課税 26.375%	申告分離課税 29% ※株式を2006年より 8年超保有した場合、 11%
非課税限度等	—	—	土地等の譲渡益と合わ せて年間9,200ポンド (約219万円) が非課税	投機売買については、 譲渡益の1/2が年間 512ユーロ (約8万円) 以下の場合には非課税 ※超えれば譲渡益の 1/2全額が課税 ※2009年以降は非課税 措置なし	譲渡額が年間20,000 ユーロ (約326万円) 以下の場合には非課税 ※超えれば譲渡益の 全額が課税
損益通算	①株式の譲渡損失は、株 式等の譲渡益からのみ 控除することができる。 ②その他の所得との通算 は不可。 ※2009年以降は、分離課 税の下、上場株式等の 譲渡損失と配当との損 益通算が可能。	①まず、短期長期別に損益 を計算し、次にその損益 を通算する。 ②それでも損失が残った場 合、3,000ドル (約35万円) を限度に総所得からの控 除が可能。	①株式の譲渡損失は、 株式等の譲渡益から のみ控除することが できる。 ②その他の所得との通 算は不可。	①株式の譲渡損失は、 株式の譲渡益からの み控除することがで きる。 ②その他の所得との通 算は不可。	①株式の譲渡損失は、 株式の譲渡益からの み控除することがで きる。 ②その他の所得との通 算は不可。
損益繰越	上場株式等についてはそ の年に控除しきれない部 分について、翌年以降3 年間の繰越控除が可能。	控除しきれない分は、無期 限に繰越可能。	損失が残る場合、翌期 以降の譲渡益と無期限 に繰越して通算可能。	損失が残る場合、前期 の損失として繰り戻す か、翌期以降の譲渡益 と無期限に繰越して通 算可能。	損失が残る場合、翌期 以降の譲渡益と10年間 繰越して通算可能。

- (備考) 1. 政府税制調査会資料、財務省資料により作成。2008年1月現在。  
2. 日本では2009~2010年にかけての特例措置として、株式譲渡所得のうち500万円以下、配当所得のうち100万円以下の部分については、税率が10%となっている。  
3. 日本の配当課税は上場株式等の配当 (大口以外) についてのもの。株式譲渡益課税については上場株式等についてのもの。  
4. アメリカの地方税は、州・地方政府によって税率等が異なる。  
5. 英国における部分的インビュテーション方式とは、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受け取り配当額の1/9を控除する方法である。  
6. ドイツの税率には、連帯付加税 (税額の5.5%) が含まれる。連帯付加税は、所得税額が972ユーロ以下の場合には課されない。また、所得税額が972ユーロ超1,340ユーロ以下の場合には、所得税額が972ユーロを超える分の20%に対し、連帯付加税5.5%が課される。なお、所得税額が1,340ユーロを超える場合は、所得税額全額の5.5%が連帯付加税として課される。2009年以降は、源泉分離課税25%に対し、一律5.5%の連帯付加税が課される。  
7. フランスの税率には社会保障関連諸税 (11%) が含まれる。  
8. 邦貨換算レートは、1ドル=117円、1ポンド=238円、1ユーロ=163円 (基準外国為替相場および裁定外国為替相場: 2007年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

付図2-8 資産階級別にみた金融資産残高の日米比較

アメリカの家計は日本に比べ金融資産格差が大きい



- (備考) 1. 総務省 (2004) 「全国消費実態調査」、FRB (2004) “Survey of Consumer Finances” により作成。  
 2. 日本は、貯蓄残高別の資産残高と世帯分布の値を用いて、五分位階級別の値を計算した。  
 3. アメリカは、公開されている個票データを特別集計した。  
 4. アメリカの金融資産残高は、2004年末の為替レート (1ドル=103.1円) により円換算した。

## 付表2-9 日本の年金の分類と規模

## 日本の年金基金の資産規模は世界有数

(単位：億円、万人)

年金種類	資産額	加入者数
公的年金	2,046,554 <sup>(注1)</sup>	7,038 <sup>(注2)</sup>
国民年金	93,828 <sup>(注1)</sup>	3,202 <sup>(注2)</sup>
厚生年金	1,397,509 <sup>(注1)</sup>	3,379 <sup>(注2)</sup>
共済年金	547,972 <sup>(注1)</sup>	457 <sup>(注2)</sup>
私的年金	—	—
企業年金	960,154 <sup>(注3)</sup>	—
厚生年金基金	388,608 <sup>(注4)</sup>	524 <sup>(注4)</sup>
確定給付年金	368,879 <sup>(注4)</sup>	430 <sup>(注4)</sup>
確定拠出年金（企業型）	26,335 <sup>(注5)</sup>	219 <sup>(注6)</sup>
適格退職年金	156,253 <sup>(注4)</sup>	506 <sup>(注4)</sup>
その他企業年金	—	—
国民年金基金	29,249 <sup>(注7)</sup>	141 <sup>(注7)</sup>
確定拠出年金（個人型）	—	8 <sup>(注6)</sup>
その他私的年金	—	—

(備考) 1. 各計数については以下の資料により作成。

- (注1) 社会保障審議会年金数理部会データ  
(注2) 社会保険庁(2008)「平成18年度社会保険事業の概況」  
(注3) 日本銀行「資金循環統計」  
(注4) 生命保険協会「企業年金の受託概況」  
(注5) 柏崎・深澤(2007)  
(注6) 企業年金連合会「企業年金に関する統計」  
(注7) 国民年金基金「財政・資産運用状況」

なお、統一的なデータが把握できないため、各項目ごとに利用可能なデータを記載している。

- 国民年金の加入者数は第1号被保険者(2,123万人)のほか、第2号被保険者の被扶養者である第3号非保険者(1,079万人)を含む。第2号被保険者は厚生年金と共済年金の加入者。
- 公的年金の資産額には基礎年金勘定の7,246億円を含む。
- 厚生年金の資産額には厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 国民年金と厚生年金の資産は旧年金福祉事業団からの承継資産の損益を含む。
- 国民年金基金の加入者数は累積加入員数。
- 確定拠出年金(企業型)の資産額を除き、2006年度末の値。確定拠出年金(企業型)の資産額は2006年末の値。
- その他企業年金には中小企業退職金共済制度など、その他私的年金には個人年金、財形年金などがある。

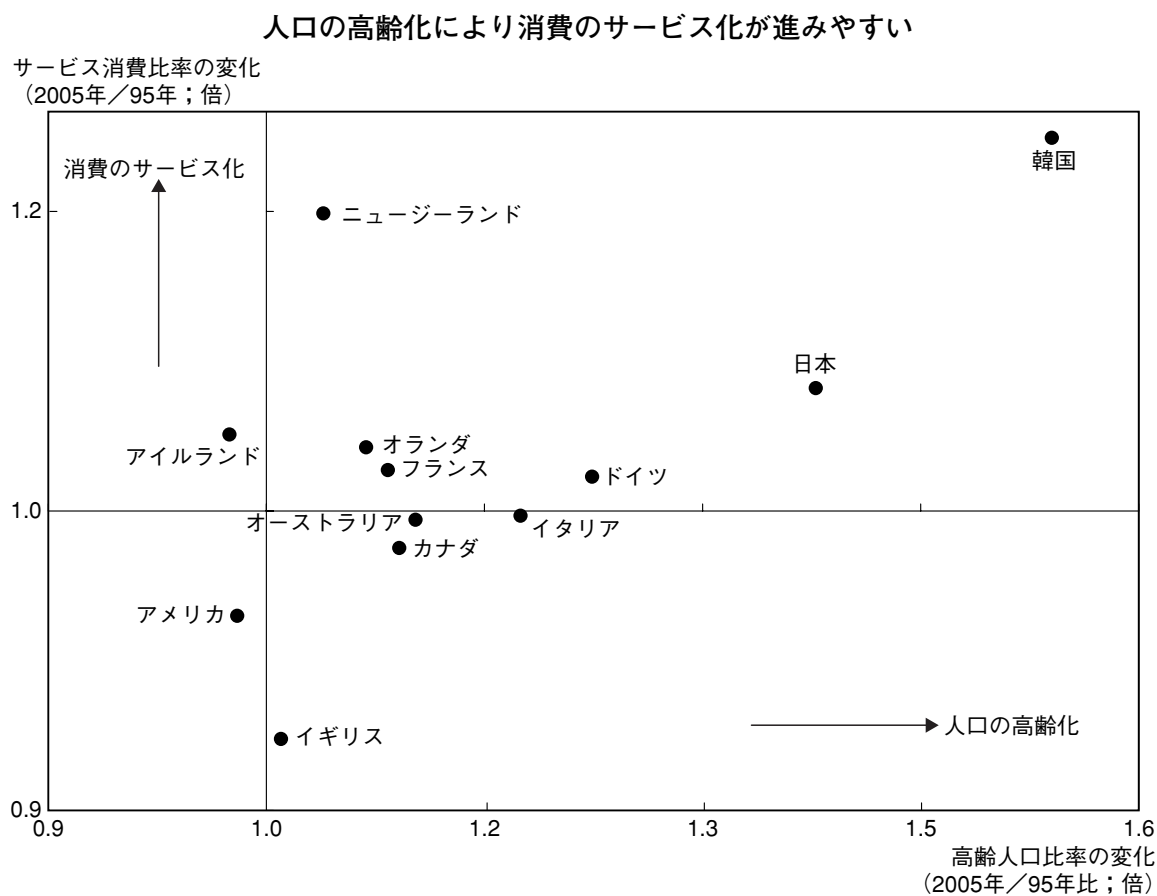
付表2-10 機関投資家等の株式保有のROAへの影響

機関投資家等の主体による株式保有は次年度のROAにプラスの効果

説明変数	被説明変数	
	ROA（総資本営業利益率）	
	係数	
定数項	4.643 ***	(4.950)
外国人（前年度）	0.129 ***	(6.728)
投信（前年度）	0.236 ***	(5.131)
現金売上比率（前年度）	-0.005 **	(-2.295)
個人（前年度）	0.008	(0.338)
金融機関（前年度）	-0.093 ***	(-5.095)
自由度修正済み決定係数	0.150	
サンプル数	911	

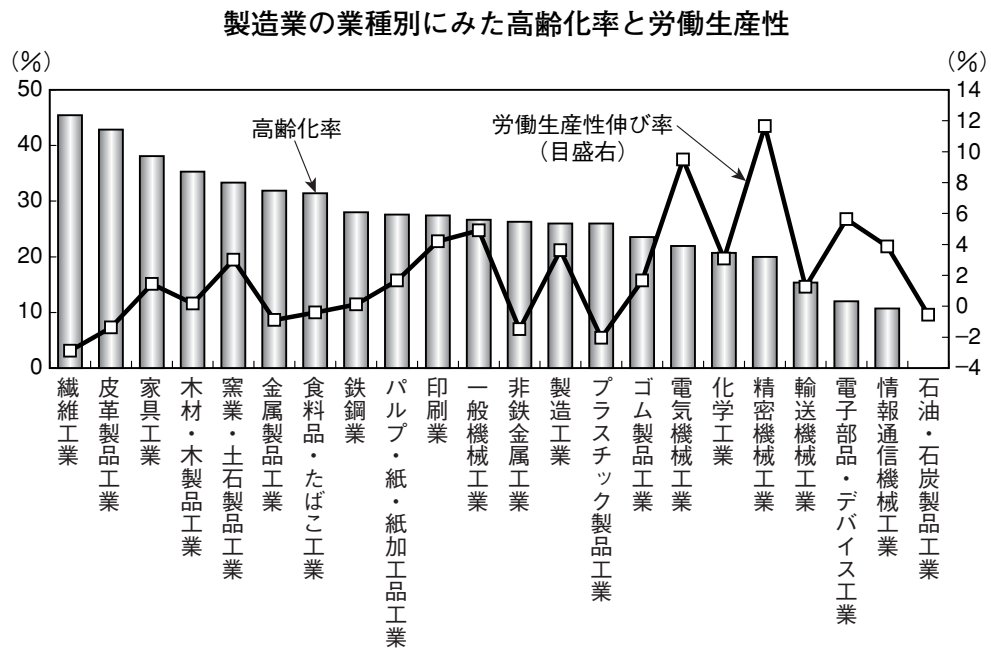
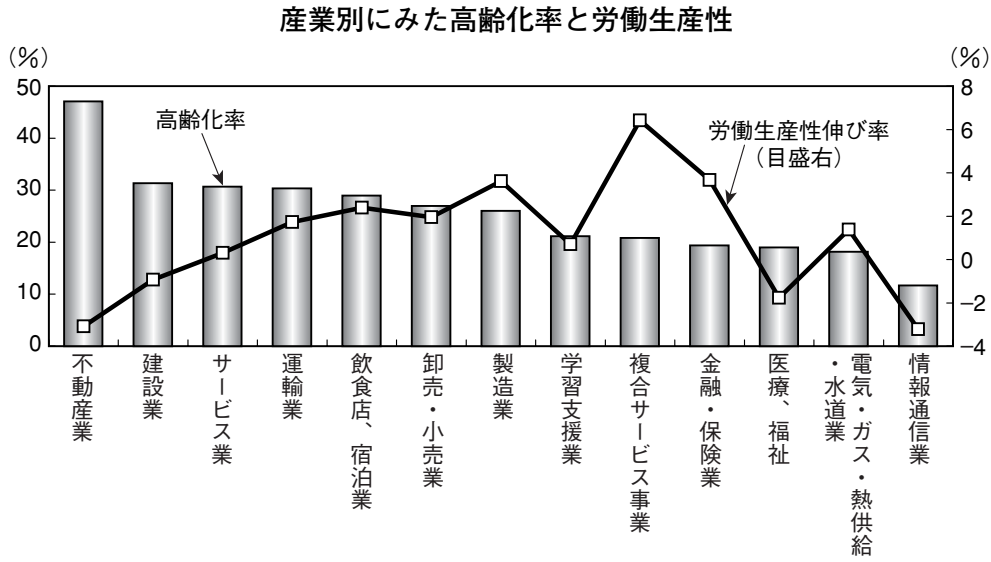
- (備考)
1. 日経NEEDSにより作成。
  2. \*\*\*, \*\*は、それぞれ1%、5%水準で統計的に有意であることを示す。( )内はt値。
  3. 現金売上比率は、現金・預金の売上高・営業利益に対する比率。
  4. 上記の説明変数の他、業種間の差異を考慮し、業種ダミーを用いた。
  5. 前年度において金融機関による株式保有比率が低かった企業は次年度のROAが高いという結果になったが、これは、金融機関には預金取扱金融機関等も含まれており、必ずしも投資先企業の経営効率化を目的とするものではないことによるものと考えられる。

付図3-1 高齢化と消費のサービス化の関係



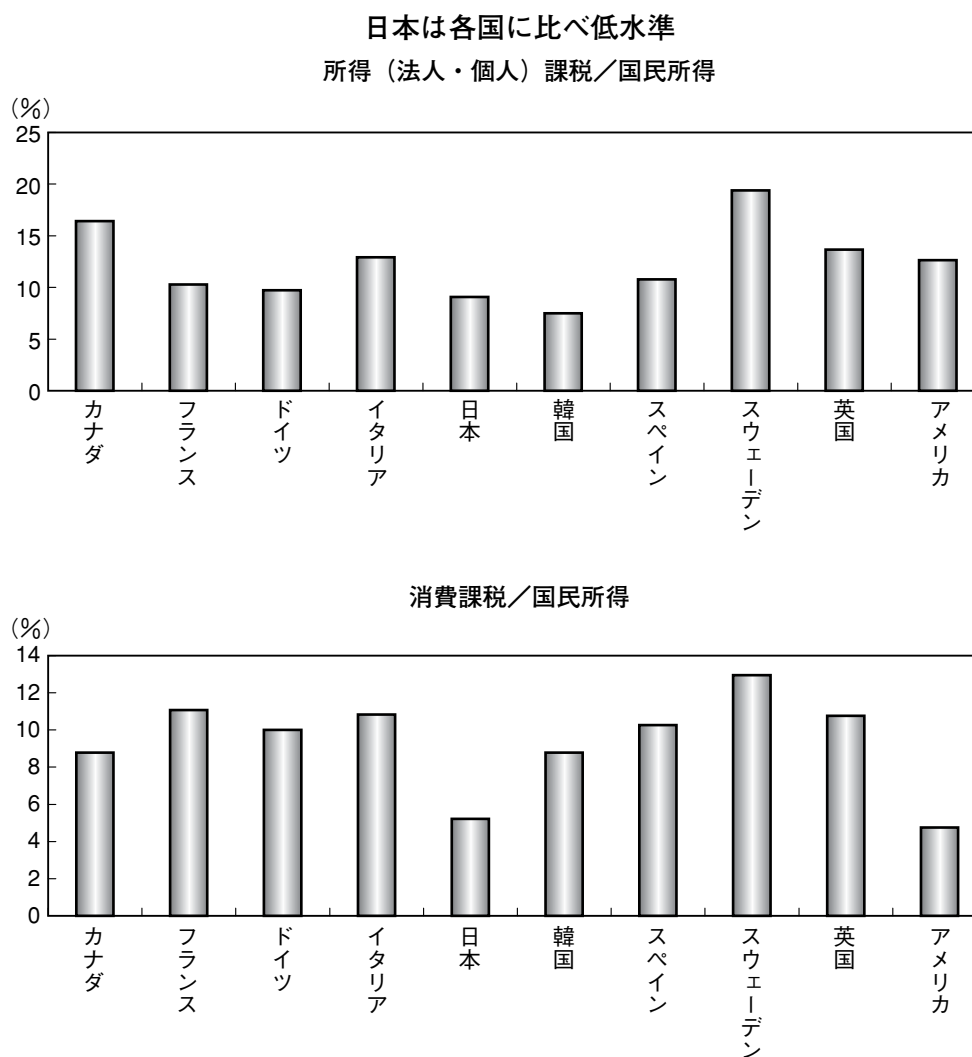
- (備考) 1. OECD “National Accounts”, European Commission “AMECO database” により作成。  
 2. サービス消費比率は国内家計消費に占めるサービス消費の割合、高齢人口比率は総人口に占める65歳以上人口の割合を表す。主要国のうち形態別・目的別分類からサービス消費額がわかる国を掲載した。

付図3-2 産業別にみた高齢化率と労働生産性



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、経済産業省「全産業活動指数」、「第3次産業活動指数」、「鉱工業指数」により作成。  
 2. 労働生産性伸び率は、各種生産指数を就業者数で除したものの2003～2007年までの平均の変化率。  
 3. 高齢化率は、2007年の各業種における全就業者に占める55歳以上の就業者の割合。

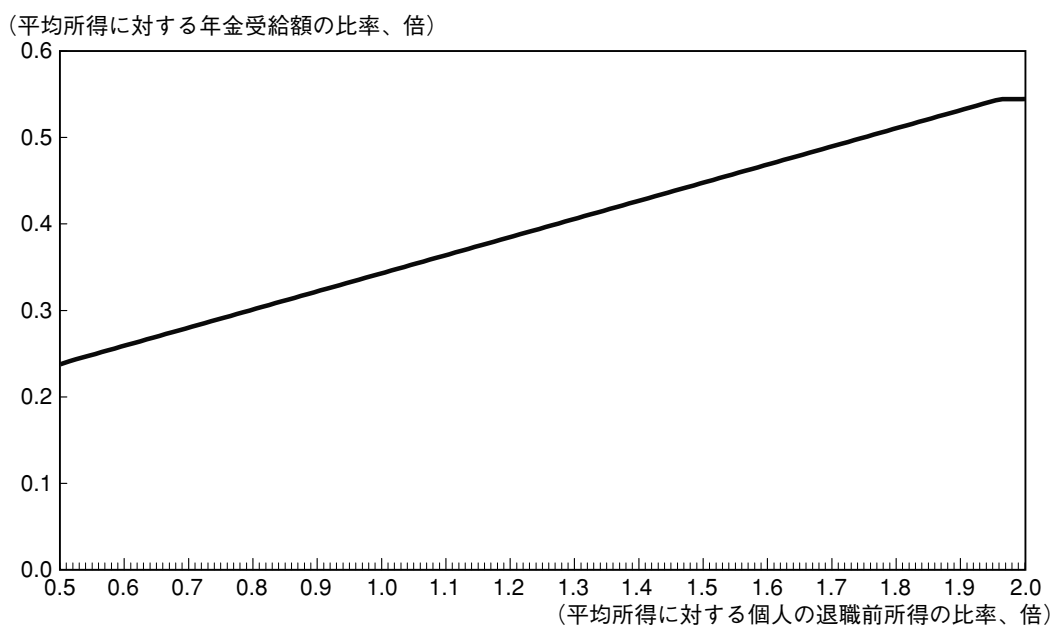
付図3-3 各国の所得（法人・個人）課税及び消費課税の国民所得比



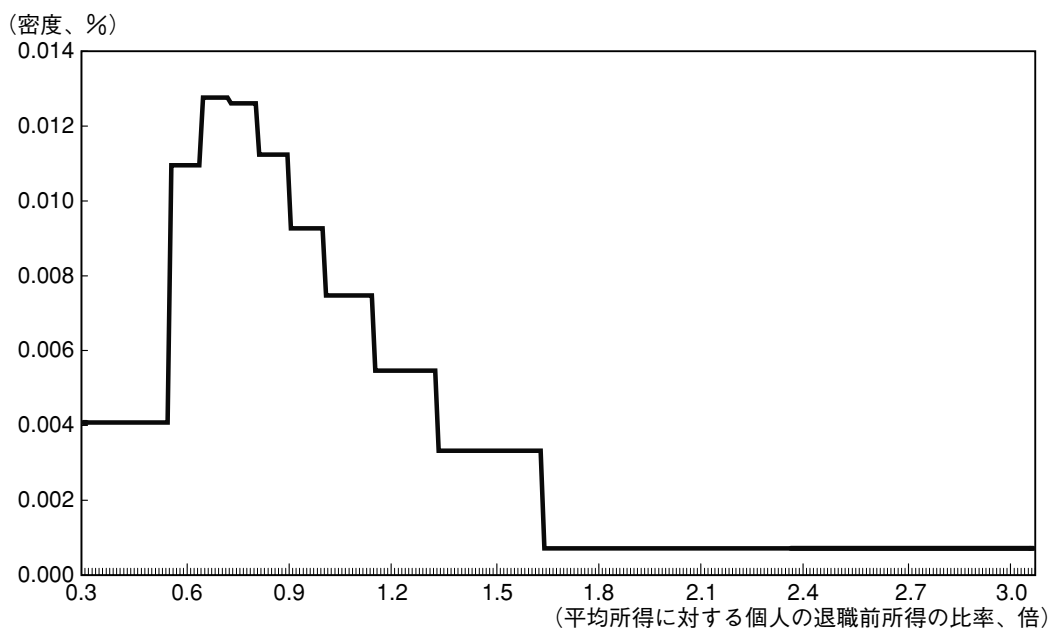
(備考) OECD (2007) “Revenue Statistics” 及びOECD “National Accounts” により作成。

付図 3-4 日本の退職前所得と年金受給額の関係及び所得分布

日本の退職前所得と年金受給額の関係



日本の所得分布

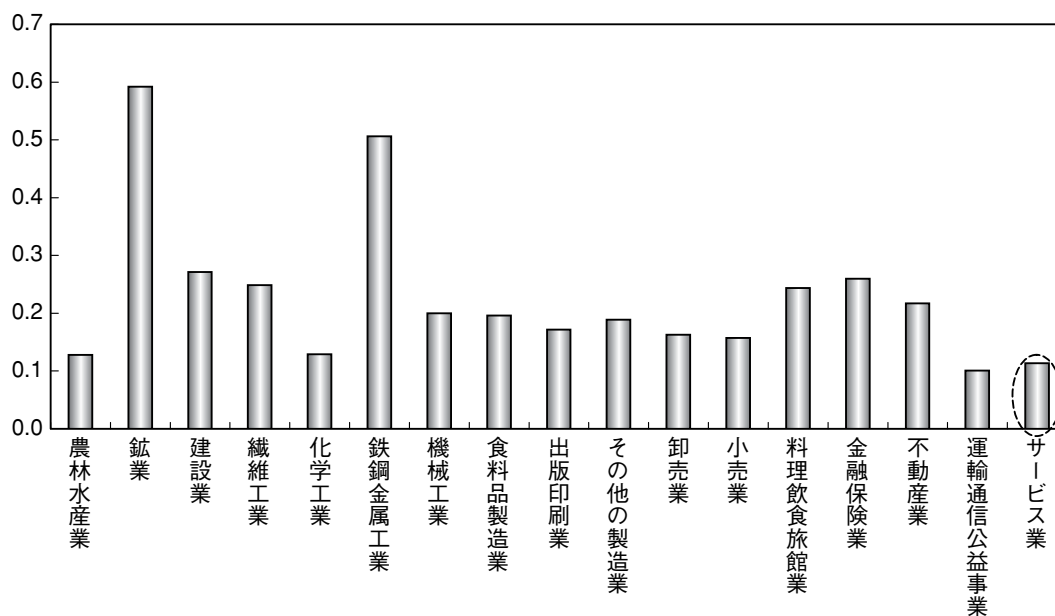


- (備考) 1. OECD (2007) “Pension at a Glance 2007” により作成。  
 2. 対象は「20歳で就労を開始し、年金支給開始年齢までは就労する男性単身者」であり、夫婦世帯等は含まれない。



付図3-5 産業別の法人税額の変動係数

サービス業の法人税額の変動は相対的に小さい  
(1999~2006年度)



(備考) 国税庁ホームページにより作成。

付表3-6 諸外国でみられる「一般消費税」の軽減税率

生活必需品を中心に、軽減税率が採用されている国が多い

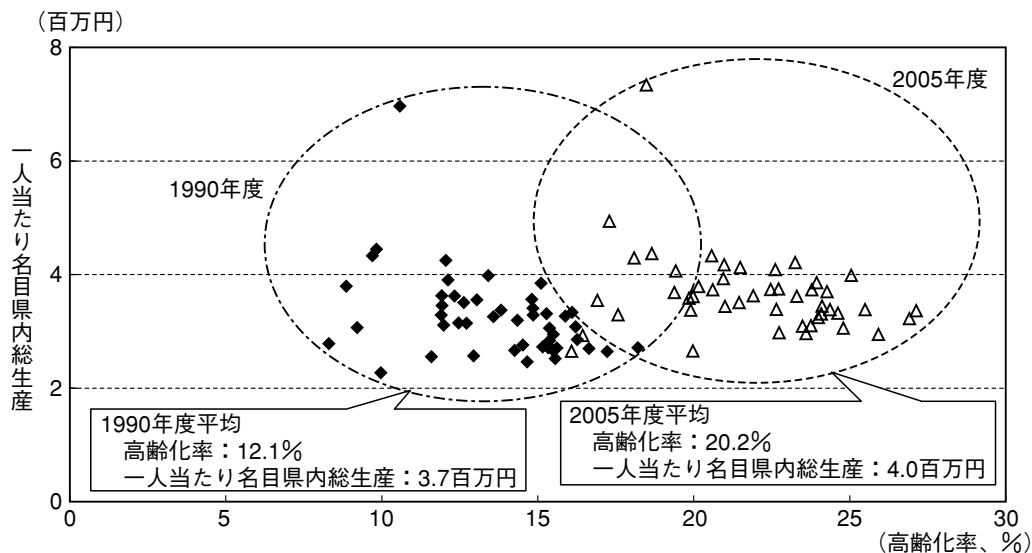
	標準税率	ゼロ税率品目	税率軽減品目
日本	5%	—	—
シンガポール	7%	—	—
韓国	10%	農業・漁業用の機械・設備・肥料・薬剤、障害者用機械等	—
デンマーク	25%	新聞等	—
ドイツ	19%	—	7%：食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送等
フランス	19.6%	—	5.5%：食料品、書籍、旅客輸送、肥料等 2.1%：新聞、雑誌、医薬品等
英国	17.5%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	5%：家庭用燃料及び電力等
スウェーデン	25%	医薬品（医療機関による処方）等	12%：食料品、宿泊施設の利用等 6%：新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等

（備考）財務省等資料により作成。2008年1月現在。

付図3-7 高齢化に伴う一人当たり名目県内総生産と社会保障給付費の変化

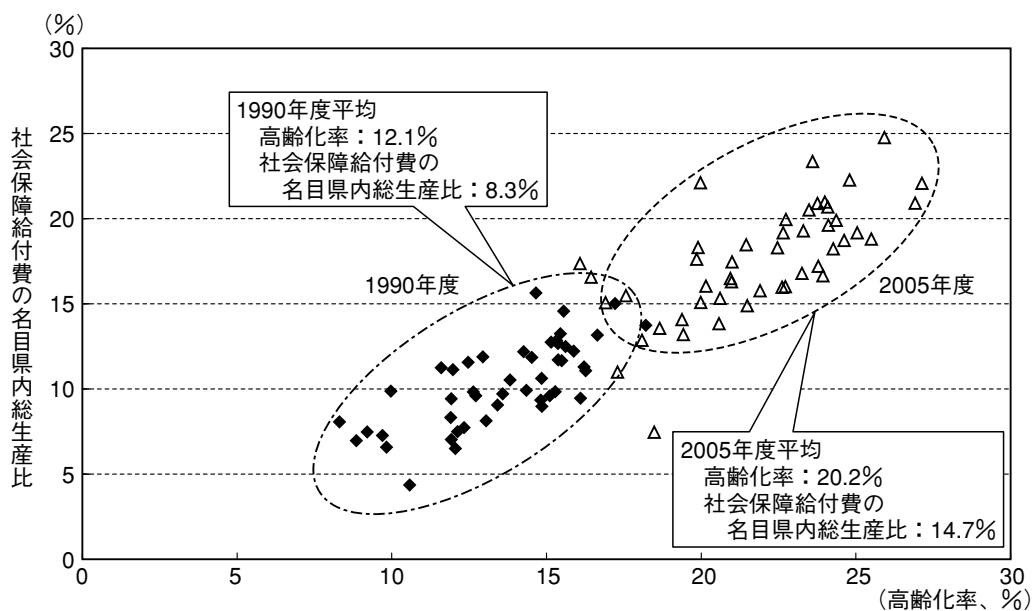
## (1) 一人当たり名目県内総生産と高齢化率

全体として一人当たり名目県内総生産はわずかに上昇しているが、高齢化率も同時に高まっている



## (2) 社会保障給付費の名目県内総生産比と高齢化率

高齢化の進展に伴い社会保障給付費の名目県内総生産比が増加



- (備考)
1. 内閣府「県民経済計算」、「都道府県別経済財政モデル」、総務省「国勢調査」により作成。
  2. 社会保障給付費は公的年金給付と医療・介護給付を指す。
  3. 社会保障給付費のうち公的年金給付については、制度別に推計式を作成し、都道府県別の人口・年齢分布を考慮して算出。また、医療給付については、老人保健、若年医療（国保分）、若年医療（国保以外）に分け、都道府県別の人口・年齢分布を考慮して算出。

付表3-8 都道府県間の人口流入・流出に関する各主成分の内訳と寄与

累積寄与度と主成分係数行列

	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分
累積寄与率 (%)	66.2	76.5	85.8	93.0
主成分係数行列				
固定資産税	0.253	-0.003	-0.051	0.089
課税対象所得	0.253	-0.004	-0.023	0.054
総人口	0.253	0.020	0.060	0.020
就業者数	0.252	-0.009	0.068	0.016
教育費	0.251	0.038	0.106	0.040
コンビニエンスストア数	0.250	0.049	0.071	0.092
病院・診療所数	0.250	0.064	-0.048	0.100
社会福祉費	0.249	0.106	0.028	0.114
県内総生産	0.246	0.016	-0.076	0.151
警察官数	0.246	0.083	-0.087	0.147
住宅地価格	0.233	0.020	-0.237	0.024
人口密度	0.232	0.075	-0.216	0.042
着工新設持ち家数	0.225	-0.166	0.203	-0.084
商業年間商品販売額	0.219	0.077	-0.172	0.234
きまって支給する現金給与	0.201	-0.265	-0.104	-0.094
製造品出荷額等	0.178	-0.322	0.149	-0.159
第3次産業就業者の割合	0.140	0.434	-0.077	-0.165
有効求人倍率	0.107	-0.518	-0.085	-0.009
道路実延長	0.095	-0.077	0.605	0.099
失業率モデル推計値	0.055	0.527	0.093	-0.266
可住地面積	0.033	0.132	0.597	0.190
平均年齢	-0.144	0.014	-0.040	0.614
65歳以上人口割合	-0.175	0.056	-0.060	0.540

(備考) 内閣府 (2008) 「平成17年度県民経済計算」、総務省 (2006) 「平成17年国勢調査」、総務省 (2008) 「社会生活統計指標2008」により作成。